

試験輸出に取り組む生産者支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の目的

輸出に意欲のある生産者に対して、専門家の派遣や輸出入事業者とのマッチング等を通して、輸出に向けた取り組みを支援し、本県産農畜産物の更なる輸出拡大を図る。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

試験輸出に取り組む生産者支援事業業務

(2) 委託業務の内容

別紙「試験輸出に取り組む生産者支援事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに。

(3) 委託料限度額

4,131,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 委託期間

契約締結の日から令和4（2022）年3月4日

(5) 担当部局及び問い合わせ先等

所属：栃木県農政部経済流通課 農産物ブランド推進班

住所：栃木県宇都宮市埴田 1-1-20 栃木県庁本館 12 階北西側

電話：028-623-2299 FAX：028-623-2301

電子メール：brand-yusyutu@pref.tochigi.lg.jp

受付時間：土日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

3 参加資格

次の要件をすべて満たす者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する又は契約締結時までには資格を取得する見込みの者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者でないこと。
- (4) 農産物輸出に関する専門的な知識を有し、生産者に対するアドバイスや販路開拓支援を実施した実績があること。
- (5) 国税及び都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (7) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

4 募集日程

令和3（2021）年 6月18日（金）	業務委託の公募開始
6月25日（金） 16:00	質問書の提出期限
6月30日（水）まで	質問書への回答
7月2日（金） 16:00	参加表明書の提出期限
7月9日（金） 16:00	企画提案書の提出期限
7月15日（木）（予定）	プレゼンテーション審査
7月22日（木）まで	審査結果の通知

5 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き次により質問書（様式1）を提出すること。

(1) 提出期限

令和3（2021）年6月25日（金）午後4時まで

(2) 提出方法

電子メールにより、本要領2（5）宛て提出すること。

(3) 質問に対する回答

質問書の提出者に電子メールで回答するとともに、質問及び回答内容を栃木県 HP で公開する。

(4) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書（様式2）に事業者概要書（様式3）及び確認書（様式4）を添付して提出すること。

なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、令和3（2021）年7月8日（木）までに、辞退届（様式任意）を提出すること。

(1) 提出期限

令和3（2021）年7月2日（金）午後4時まで

(2) 提出場所

本要領2（5）に掲げる場所

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。

7 企画提案書の提出

参加表明書の提出を行った者（以下「参加者」という。）は、次により企画提案書（様式5）に経費積算書（様式6）及びその他企画提案の参考となる資料を添付して提出すること。

(1) 提出期限

令和3（2021）年7月9日（金）午後4時までに必着。

- (2) 提出場所
本要領 2 (5) に掲げる場所
- (3) 提出方法
持参又は郵送に限る。
- (4) 提出部数
6 部 (正本 1 部、副本 5 部)
※審査の公平を期すため、副本には参加者名を記載しないこと。
- (5) その他
 - ア 企画提案書提出期間後は提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。(審査に影響を与えない軽微なものを除く。)
 - イ 提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
 - ウ 提出された書類は返還しない。
 - エ 複数の企画提案書の提出は認めない。
 - オ 応募の際に要する経費やプロポーザル参加に要する経費等については参加者負担とし、県はこれらに係る経費について、一切支給しない。
 - カ プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
 - キ 企画提案書等の書類は、栃木県情報公開条例 (平成 11 年栃木県条例第 32 号) に基づく情報公開請求の対象となる。
 - ク 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
 - ケ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じる責任は提案者が負う。

8 審査に係る事項

- (1) 審査基準
別紙「審査基準」のとおり
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
企画提案書等について、プレゼンテーションを実施する。時間、場所等については別途通知する。
- (3) 審査方法
企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査基準に基づきプロポーザル選定委員の意見を聴取し評価を行う。
- (4) 候補者の選定方法
 - ア 失格者を除いた者のうち、(3) による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
 - イ 次の場合は失格とする。
 - (ア) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合。
 - (イ) 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - (ウ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - (エ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (5) 審査結果の通知

令和3（2021）年7月22日（木）までに、全ての参加者に対し文書で通知するとともに、選定された者の名称を栃木県HPに掲載する。

（6）その他

選定委員会は非公開とし、結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

9 契約手続

（1）企画提案が採択された事業者等は、候補者として栃木県と企画提案書の内容を基に業務履行に必要な協議を行う。なお、協議、調整の結果、企画提案内容、金額等を変更する場合もある。

協議が整った後、契約の相手方の候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、委託契約を締結する。

（2）契約代金の支払いについては、原則、精算払とする。

（3）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。